船橋市弘報

FUNABASHI MUNICIPAL INFORMATION

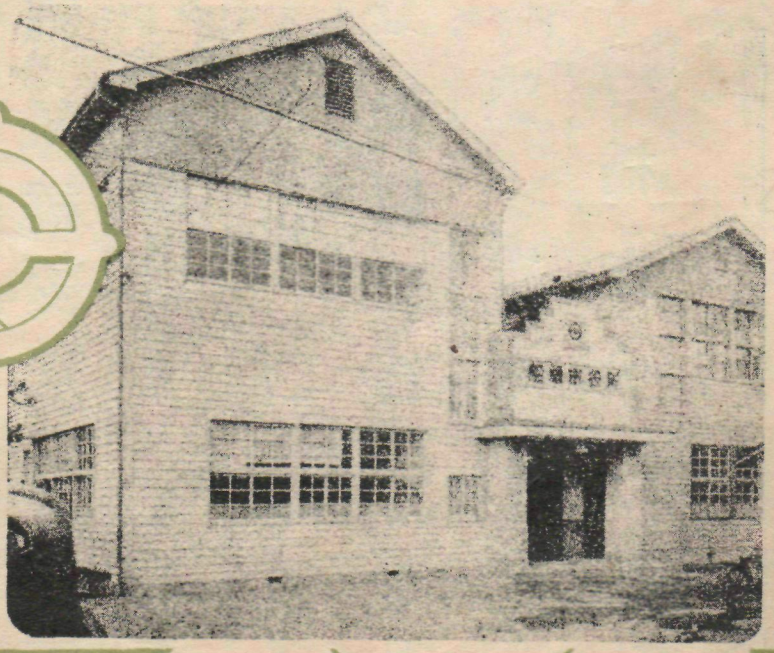

創刊號

刊創報弘市橋船祝

會談懇融金橋船（順はろい）

日本無盡株式會社船橋支店（電話二六〇）

株式會社千葉銀行船橋支店（電話四一九三七）

株式會社千代田銀行船橋支店（電話一一二三八）

千葉合同無盡株式會社船橋出張所（電話二六四）

船橋信用組合（電話四七二）

船橋市農業協同組合（電話七〇一）

船橋市漁業會（電話四一）

協和銀行船橋支店（電話八一四）

市弘報創刊の言葉

民主政治具現のため

市民各位の絶大なる協力を願う

船橋市長　松本榮一

船橋市は市制施行後早くも十三年、その間市民各位の不斷の努力と極めて眞摯なる協力とにより今や東京都の衛星都市として樞要な地位を占め、益々發展しつゝあることは誠に御同慶の至りで御座います。

今や我國は民主國家となり主權在民の憲法は既に實施されました。從つて我が船橋市の市政についても、市民が主權者であり市長以下市吏員は其の公僕であります。市民各位は市政の主權者として市政の現狀を知り且つ市民の選出した市議會議員により構成した市議會を通して將來の方針を決定する權利と義務とを有しているのであります云い換へれば市民は市政について市當局及び市議會の動向を知りこれを監督する權利と責任がある譯であります。ところが船橋市にはこれらのことを市民に知つて貰う機關や施設がありませんでした。尤も戰時中に船橋市報がありましたが、その內容は豫算の數字や條例規則などを羅列した官僚臭いもので餘程前に休刊になつて今日に至つて居ります。そこで今回船橋市弘報を創刊して新時代の要請に應へ舊態を一新した新形式と新內容を掲載することゝいたしました何卒市民各位は弘報を充分活用せられ民主政治具現のため、又市發展のため一層の御協力を御願い致します。

又市民の聲を聞いたり、市の方から特に市民各位に御傳へしたり、是非知つていたゞきたい事や協力を御願いたしたいこと等を審議するために、弘報委員制度を市民の自主的な方法で作つて頂きたいと存じ目下立案中であります。

茲に船橋市弘報創刊に當り、市勢の强力なる躍進を衷心より祈念しつゝ創刊の言葉といたします。

目次

表紙圖案……久野眞二氏
表紙寫眞　市役所正面玄關　一
市弘報創刊の言葉……二
弘報の創刊は時宜に適する……二
新裝成る市驛舍增築……二
選擧の跡……三
市弘報はこんな要領で……三
弘報委員會……四
二十五年度豫算概要……六
地方稅不成立の波紋……六
歷代の船橋市長……七
教育の民主化……七
待望の競馬場問題……七
議員倶樂部幹事……八
失業問題をどう解決する……八
納稅準備預金……九
子供はあそぶ……一〇
あなたの人權は世界が擁護する……一〇
市會議長會議……一一
井上峰藏氏逝去……一一
第三回定例市會……一二
聲の新聞……一二
國民健康保險制度の解剖……一三
苦になる稅金納めて笑顏……一三
身体障害者福祉法解說……一四
市議々席番號……一四
民生委員總會……一五
御存じですか市內業者數……一五
夏の衛生……一六
弘報歌壇……一六
純綿の衣料……一六
御存じですか一世帶當り支出……一六
兒童少年補導資料……一七
貯蓄組合……一七
各課だより……一八―一九
兒童福祉連盟……一九
弘報俳壇……二〇
投稿歡迎……二〇
職員異動、編集後記……二〇

祝辭

弘報の創刊は 時宜に適する

船橋市會議長　峯川佐吉

市弘報 の創刊に當り祝御を述べる機會を得ましたことは私の最も欣幸とするところであります。

本市は今次太平洋戰爭において幸にも戰災を受けず今や東京都の衞星都市として各面に亘り都市としての体容が瞬い人口八万余を數へ益々發展を遂げつゝあることは御同慶のいたりであります。

峯川議長

地方自治 法が施行せられて二年有余、一應は地方自治の態勢は整いその成果も着々收められつゝあるが國家再建の基盤である都市の充實發展をはかるためには尙不斷の努力と研究が必要であると存じます。

私共は市政機關と協力して市政の發展に專念し親愛なる八万市民の幸福に寄與いたしたいと努力しつゝあります

市民各位 には地方自治の本旨に則り市民の役所、市民の政治である意味において充分關心を持たれ市發展のため積極的に御支援と御協力を希望してやみません。

このときに當り市行政の全般を市民に知つていたゞき、理解をもつて御協力を願うために市弘報の創刊を見るにいたりましたことは、眞に時宜に適したものと衷心から欣びとするところであります。

こゝに本市の發展を祈り市弘報の創刊を祝う言葉といたします。

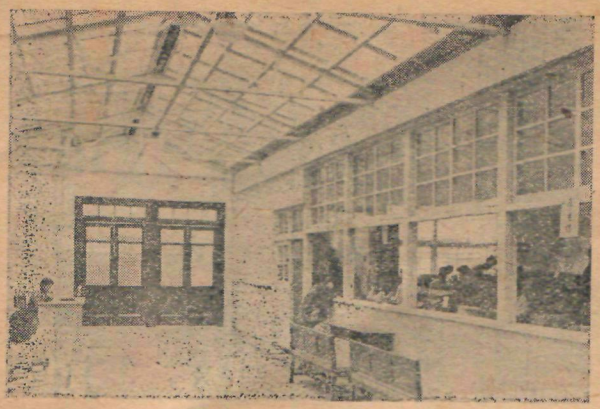

新裝成る

市廳舍增築工事

市廳舍の增築工事が出來あがり船橋市としてはづかしくない立派なものです、市民皆さんのおかげです。では工事の大要を御知らせしませう。

昨年十二月二十七日に業者五名に對し指名競爭入札に附した結果第一回は豫算超過となつたので第二回入札を行ひ結局百二十四万五千円で東葛組に落札して同月二十八日に工事に着手した建坪數は一階が三四坪、二階が三八坪八六八合計七二坪八六八となつている第一期に增築した廳舍（向つて右側）と平行して向つて左側に出來たのが今度の增築廳舍である。基礎はコンクリート打ち、床は板張り一部はコンクリート叩き、外部南側下見板張り、小壁モルタル仕上、內部は腰堅羽目板張り上部は漆喰塗り、屋根は厚型スレート葺きで外部及び內部共防火ペイント塗り仕上げとなつている。

次に追加工事として廳舍と廳舍の間を中廓下式に新築屋根は鉄筋で組立て總硝子張りで氣持よく出來あがつている、此の工事費は五十万円で去五月三十日全部の工事を完了した。尙新廳舍の二階は會議室と市議會事務局に充て階下は厚生課、經濟課、教學課に充てられている。（寫眞は內玄關）

選擧の跡

投票率五割四分

船橋市內に於ける參院議員選擧當日の有權者數は

男　二〇、四六九人
女　二二、四六九人

であつたが當日は午前十一時ごろから土砂降りとなり出足がにぶつてしまつた。午後二時すぎには雨がやんだのでいくぶん盛り返して來たようであつた投票者數は、

男　一二、八二八人
女　一〇、二一六人

で男の棄權が七、六四一人ど投票率六割、女の棄權が一二、一九五人で投票率が四割六分といふ低率であつた、男女平均投票率五割四分であまり良い成績といわれない、投票所別に見ると一番成績の良かつたのは第四投票所の投票率六割二分、次が第七投票所の六割一分、次が第二投票所の六割で一番成績の悪かつたのは第九投票所の三割三分で、次が第一投票所の四割であつた

有權者へお願

來る八月十五日は海區漁業調整委員會委員の選擧日です有權者各位は洩れなく役票されるやうお願いいたします。

所の充實及增設母子寮の建設は緊要なる事項であり目下研究中でありますがまづ既定の保育所の充實完備のことといたしこれの增設及母子寮の新設は社會狀勢の推移と財政面とを充分考慮の上出來得れば補正豫算に於て實現いたさせたく存じて居ります

保健衞生費 につきましてはまづ懸案の保健所廳舍を是非この年度に完成せしむべく計画いたしましたなを市民が健康にして明朗なる生活を營むには生活環境の淨化が最も必要なことでありますので環境衞生を强力に實施致したいと存じこれが經費を相當額計上致しました、更に各種傳染病の豫防に一段と意を注ぐことといたし殊に結核豫防につきBCGの接種レントゲン撮影による精密檢診により早期發見に努めなをこれが經費を計上いたしました

産業經濟費 については食糧の增産水産業の振興は日本再建の基本でありますので引續き食糧增産水産の振興に意を注ぐは勿論農漁の原始産業恐慌の對策を講じなければならないと存じこれが對應の費用を僅かながら計上いたしました

又中小商工業は現下の狀況からいたしまして極度に資金難に陷り深刻な樣相を呈し憂慮せられますのでこれが對策關係費を計上いたしました、なほ失業對策といたしましては先づ前年度の繼續事業である靈園事業及海老川護岸の改修事業等を充て更に綜合グランド公園事業等を考究中であります

その他の經費につきましては現下の物價体系及び緊急性等を考慮致しまして各々所要額を計上致しましたが一部に於ては財源と睨合せいたしまして單に科目を存し稅制改正に伴う財源による補正豫算に讓る方途を講じたやうな次第であります

次に歳入についで申上ます

稅制度は現形を基本といたしまして稅收入は現行によるその儘を計上致しました一部或程度の額を見込んだものもありますがまつたくの暫定であります

稅は公正にして均衡を保たなければなりませんので稅制の改正を充分考慮に入れたのであります

起債 につきましては財源の關係から教育費債債保健衞生費及び普通土木債として合計貳千參百五拾万円を計上いたしたのでありますが、經濟九原則の一たる豫算の實質的均衡に基きこれが實現困難の狀況となりました場合は稅制改正の際これが對策を講じ万遺憾なきを期したいと存じます

以上をもつて昭和二十五年度一般會計豫算についての說明を終ります 御承知の如く近く稅制改正が行はれるのでありましてこれが決定致しました時にはこれを基準といたしまして豫算の編成替へを致すこととなりますので御了承を乞う次第であります

なをここで一言申上げたいことは特別會計國民健康保險費で御座います 國保の開始については其の筋より强い要望もあり立案考究中でありますが差當り國保直營病院を建設致す考へのもとに豫算を計上致しました

廿五年度の船橋市豫算

總額一億九千六百七十餘萬圓

市の豫算は直接市民のふところにつながりを持つています、面倒がらずに左記の數字を檢討して下さいそして來年度豫算に對する意見や希望を御きかせ下さい。

歳入の部

款		豫算額（円）
1	市稅	123,062,040
2	公營公企業及び財産收入	37,841
3	使用料及び手數料	1,239,000
4	國庫支出金	12,644,033
5	縣支出金	2,586,963
6	繰越金	307,833
7	寄附金	10
8	雜收入	3,147,400
9	市債	23,500,000
	歳入合計	166,525,120

歳出の部

1	議會費	3,852,535
2	市役所費	31,206,499
3	警察消防費	32,813,645
4	土木費	24,858,400
5	教育費	35,613,734
6	社會及勞働施設費	14,892,640
7	保健衞生費	6,550,696
8	産業經濟費	4,853,631
9	財産費	879,255
10	統計費	830,400
11	選擧費	724,874
12	公債費	3,972,014
13	諸支出金	4,546,797
14	豫備費	1,000,000
	歳出合計	166,525,120

二十五年度追加豫算第一號

歳入の部

款		豫算額（円）
4	國庫支出金	364,000
6	繰越金	15,228,625
7	寄附金	6,970,750
	歳入累計	189,088,495

歳出の部

4	土木費	617,375
5	教育費	21,946,000
	歳出累計	189,088,495

二十五年度追加豫算第二號

歳入の部

1	市稅	1,900,000
4	國庫支出金	630,051
6	繰越金	2,040,329
7	寄附金	3,000,000
8	雜收入	100,000
	歳入累計	196,758,875

歳出の部

1	議會費	84,000
3	警察消防費	165,000
4	土木費	5,039,323
7	保健衞生費	153,257
8	産業經濟費	200,000
13	諸支出金	150,000
	歳出累計	196,758,875

△△△△ 船橋よいよこ……一度はおいで ▽▽▽▽

▽夏は涼しい海え……船橋海岸え……

あさり、はまぐりが、皆さんをお待ちしています。

税制の空白状態

地方税法不成立の波紋

市提案を承認

市議全員協議會で審議

去五月二十日午後一時から船橋市會議場で市議全員協議會を開催、市側から松本市長、内田助役、大胡第一部長が出席

松丸副議長 が議長席につき開議田中議員より展覽會に關する報告あり次で副議長より東武鐵道線中新驛設置問題につき會社側の回答を報告、次で

松本市長 登壇して國會に於ける地方税法不成立に伴ふ市財政の措置に關し左の通り説明した

地方税法不成立に對する市財政について

國會 において一方に新地方税法の成立を前提とする税法の一部改正法案を議決しながら、他方基本たる改正地方税法が不成立に終つたことは誠に遺憾にたえません。

これにより地方財政史上未だ經驗せざる税制の空白狀態を招來し地方財政行詰りの窮狀に陥り殊に、税源が都市に偏するの故をもつて自治体警察、消防の財源とせられて居つた入場税等重要財源を逸早く府縣に移讓せしめられた市財政は中小企業の窮迫失業對策事業等を一方に控へ眞に

容易 ならない事態に立至りました、政府及び國會の責任に於て當然これに對する應急措置は講ぜられることとは存じられますが市に於てもこれに對應する急速なる措置をとらなければならないと存じますので左記により市財政の措置について御賛同を得たいと存じます。

記

昭和二十五年度當初豫算中税收入については二十四年度實績を勘案して二十四年度最終豫算計上額と同額を計上してあること、從つて税制改正の曉は廢税又は縣税に移讓せられる税目が計上してあること

一、改正税法が成立した場合においても本市の税增收は比較的少額であることが豫想せられること、その理由は他市に比較して特殊的に多かつた入場税遊興飲食税等が廢税又は移讓になること

一、改正税法が今後順調に推移しても現實の税收を見るは九月以降と豫想せられること

一、八月乃至九月に至つて始めて全年度分の賦課をしても現實の經濟事情によりその全額の徴收を確保し得ることは到底不可能で相當の歳入欠陥を豫想せらるること

一、自四月至八月の所見經費の見透し昭和二十四年度の實績を參考とすると次の通り

四月	四、八一〇、八四一円
五月	九、三五一、一七二円
六月	六、三七九、一二〇円
七月	九、六二三、四一〇円
八月	一〇、四六〇、一四七円
計	四〇、六二四、六九四円

昭和二十五年度は昭和二十四年度と比較して新制中學校の建築費壹千二百万円の外相當額の增額となること

一、前項の處理

1	一時借入金	壹千万円
2	平衡交付金	壹千五百万円
3	事業繰越金	貳千二百万円
	剰余繰越	
4	二十五年度收入	百万円
5	過年度税收入	四百万円
6	新制中學校寄附金	二百万円
	計	五千四百万円

一、一時借入金の償還

一千万円一時借入した場合既定議決の十月には償還ができないので三月未までに償還の議決を經る必要があること

全員一致承認

以上の説明に對し田中、鈴木、加藤の三議員より簡單な質問があり松本市長及び大胡第一部長より、答辨全員一致右提案を承認した、次で海水浴場休憩所設置問題につき原田議員より報告あつて松丸副議長より

議長選出に

關する問題を提案し各派交渉會を開催するため休憩に入つた。時に午後三時半

斯くて午後六時十五分再開し劈頭、松本市長より公安委員中、任期滿了の金子百太郎氏の後任として矢野幸藏氏を又都市計劃千葉地方委員會委員の補充として秋元佳太郎氏を推薦する旨發言したが選任に關する法的根據を調査の上決定することゝし次で議長問題に移つたが當日の各派交渉會では妥結を見なかつたので六月一日の市會に持ちこすことゝなつたが中務議員より「議長問題を延期するのは如何なる理由によるか」とつめより鈴木、高木、岩瀬の各議員との間に應酬あり小波瀾を起した最後に鈴木議員より競馬設置問題につき質問あり松本市長より答辨があつた斯くて午後六時五十分全員協議會を終つた。

（　　）

船橋の歴代市長

一	川久保常次郎	自昭和	一二、八、六
	〃	至〃	一三、三、二四
二	後藤秀四郎	自〃	一三、四、一三
	〃	至〃	一七、一、二二
三	同	自〃	一八、二、一
	〃	至〃	二〇、一、三〇
四	高橋常治	自〃	二〇、一二、四
	〃	至〃	二二、四、四
五	松本榮一（現在）	自〃	二二、四、五

教育委員會

十二月一日發足……

教育の民主化

により教育本來の目的を達成

（上）

市教學課長　松井重男

去る六月一日の市會において我が船橋市は本年十二月一日より教育委員會を設置することを議決しました。一年昨は

教育委員會法　が制定されて、縣及び千葉市、野田町に教育委員會が設置されましたが、本年より我市でもおくことになつたのであります。これがために十一月十日には市民が四名の教育委員を選擧することになり從來の教學課は廢止されて教育委員會が中心になつて教育行政を行うようになるのであります。

一体教育委員會を設置するのはどういうわけでありましようかそれは次の三つの意味があります。

先づ第一に人民が教育に關する意志を決定する主体になるということであります。從來は軍部官僚といつた一部の人達によつて教育は支配され

教育勅語を　唯一無二のよりどころとして型にはまつた詰込主義の教育が施されていた。ところがこの新しい制度では、教育は市民の生活の向上と幸福のためのものであつて、教育の責任者は市民自身であるということになつた、だから市民が直接選擧によつて教育委員を選び、教育の事を委ね教育委員は教育長などの教育に關する學識經驗者を指揮監督しながら教育行政を行つていくのであります。

次には、教育に關する權限を大幅に國より地方に移し、地方の實情にかなつた教育行政を行うということであります。從來は教育は純然たる國の事務となつていて、權限の一部は地方公共團体に委任はされていたけれども重要なものは文部省に殘されていたところがこの改革により

中央集權主義　を廢し、文部省は地方教育委員會に對して命令監督することはなくなり、市は獨自の權限によつて教育行政を行うことができるのであります。從つて學校を設置したり廢止したり、或は教科内容やその取扱い方法をきめたり又校長、教員の任免等ができるようになりそれ故に又それ等の事を行う場合にも十分地方の要望をとり入れてゆくことができるのであります、

第三には教育行政を一般行政より獨立させるためであります、從來は教育行政は他の一般行政から獨立していないで地方行政の一部分となつていた。即ち地方教育事務の爲の

獨立の機關と　いうものはなく、地方教育事務は全部地方公共團体やその機關に委任されていました、それが今度の改正により市長とは別に市の執行機關として教育委員會ができて、教育行政だけを切離してこゝで行うようになつたその趣旨とするところは先づ教育は事將來に關係し目前の利害得失から判斷されていゝ他の行政上の問題と性質を異にすると考えられるからであります。次に教育は未成熟な青少年の人格に關係しこれに對して特別の立場――政治的、宗教的などの――をもつて臨むことは

人格の自由　發展を阻むことになるから教育行政は無黨派的であるべきだというわけであります。この意味において教育委員の選擧は議員の選擧と異つた態度で愼重に行われるべきだとさえいわれるのであります。

之を要するに新憲法及び教育基本法の精神につのとり、公正な民意により地方の事情に即した教育行政を行うため、教育行政の民主化をはかり地方分權を徹底し教育本來の目的を達成することにあるといえましよう。さきには教育の機會均等を圖るため所謂六三制が實施されましたが、今まで右に述べたような趣旨で教育委員會が設置され

教育の民主化　が進められるのであります。

それならば教育委員會とは實際にどんなものであるか、それを述べれば教育委員會の精神も更にはつきりするのでありますがそれは次號に讓ります。

はがらか便り

待望の競馬場問題

盛大に起工式を擧行

永い間の懸案となりいろ〳〵なデマまで飛び出していた船橋競馬場問題について去る五月二十日開催された市議全員協議會の席上

鈴木滿壽男議員　より

「船橋競馬場設置問題に付その後どうなつているか……」

との質問あり之に對して

松本市長　より左の如き答辯があつた

「競馬場問題が今日まで遲々として進まなかつたのはまことに申譯ない次第であります、然し問題は解決いたしました。

工事請負者もきまり、敷地問題も遠からず決定する豫定であります、正力松太郎氏にも先日會見して接衝した結果此の問題は決定することになつています。敷地と請負が決定すれば資金問題も解決する段取りとなつています。

以上松本市長の言明ありその後第一期工事七千萬円で大林、近藤、桑島の三組で請負い工事に着手し市民待望の競馬場問題が解決したことはまことに喜はしい次第である

尚最近の動きによると小型自動車競技場として併用されるようになるやも知れず大いに期待されている追て六月十六日午後二時から盡大な起工式を擧行した起工式の模様は次號へ。

失業問題

をどう解決する 恒久的な對策

を立てゝ市民生活の明朗化を はかるべく對策審議會發足す

失業對策 に關する問題は、單に船橋市のみの問題でなく今や全國的の問題となり政治的な問題として大きくクローズアップされて來た、深酷な金詰りから中小失業が氣そく奄々の破目に陥り失業者は增加の一途をたどつているこれは社會不安に拍車をかける結果を招くので放置出來ないのは勿論のことで徹底的な對策をたてることが急務である、船橋市としてもこれ等の情勢に則應するため

失業對策審議會

を結成して去四月十日から實施した本會で審議する要領は

一、失業者の實態に關すること
二、失業對策事業の計劃立案
三、失業者の就勞に關すること
四、その他必要なこと

となつている、審議會のメンバーは左の通り官民有力者を以て構成している。

委員長（市長）松本榮一
副委員長（助役）内田松雄
同（欠員）
委員（縣議）丸山留吉
〃（職安所長）鶴岡彦八
〃（市第一部長）金澤悟一郎
〃（市第二部長）大胡貞一郎
〃（市土木課長）芦田耕平
〃（市衞生課長）柿崎景久
〃（市厚生課長）蘇代保
〃（市會議員）赤星隆禪
〃 植草佐吉
〃 山名寛龍
〃 加藤正義
〃 中務繁
〃 渡邊三郎
〃 秋山盛一

第一回審議會を四月二十八日に開催し、席上自由勞働組合長以下三名の代表を招いて意見を聽取した勞働者側の意見としては

一 失業者全部を就勞させること
二 賃銀を一日二百五十円まで支給すること
三 完全就勞を望むが最低一ヶ月二十四日間就勞させること
四 厚生資金を貸與すること
五 日曜祭日も就勞させること
六 環境衞生作業に身体の弱い者や女子を就勞させること
七 現場に直接出場就勞させること

右に對し委員側より質問をなし種々協議の結果

松本委員長 よりさしあたりの對策事業として

一 靈園工事（起債三百万円で申請却下されたが國庫補助により實施の豫定）
二 綜合グラウンド工事（起債二百万円で申請却下されたが、これも國庫補助で實施の豫定）
三 法典小學校敷地の地均し工事
四 道路改修工事
五 環境衞生作業
六 土建業者に吸集斡旋
七 厚生資金の貸附（就業している者に主食資金保證協會を利用し一ヶ月五〇〇円乃至一、〇〇〇円程度を貸附けること）

以上の諸件を提案して種々協議した、次で五月四日及十三日と引續き審議會を開いて鋭意對策の樹立を進めているが本年七月一日から九月三十日までの失業對策として百十一万三千二百五十七円の經費で救濟對策を講ずる豫定で

一 砂利道の補修 延長二千五百メート

納税準備預金

の實行をおすゝめします

市のお台所 は市民の皆さんから納めて下さる税金によつて賄われているのです。より良い市政を運用して市民生活を豊かにするためにはどうしても皆さんの納税に對する絶大な御協力を得なければ目的を達することに出來ません。

ところで御承知の通り地方税法案がさきの國會で不成立となりましたので市當局としては四苦八苦の有様です。來るべき臨時國會で此の法案が成立しても實際に

税金を徴收 されるのは九月以降になります、從つて下半期に重り合つて徴税されることになりますので市民の皆さんの御迷惑は並大抵でないと思はれます。ことに只今の經濟界の情勢では相當深こくな金詰りを來している際ですから納税者の苦痛は大きなものがあると察せられます、おまけに税金が重り合つて徴收されるようなことになれば苦痛は加重されるわけです、そこで

納税準備預金 をおすゝめする次第ですふだんからいくらかづゝ税金に當てる分を積立てゝいざといふ時までつかぬように準備してをくのです、思ひきつてこれを實行すれば納税のときびくともする必要はありません、皆さん御自身も助かるし又市當局としても有難いことです、家政の大きい人は大きいなりに小さい人は小さいなりに是非この方法を實行して下さい。一度實行してみるとしみ〴〵とその有難味がわかります、最近船橋市内の金融機關について納税準備預金の模様を調べてみましたがまだ〳〵普及していませんので

大變殘念に 思つています、重ねて市民の皆さんに御願します。「納税準備預金」を今すぐ實行して下さい。

ルに對し延人員二千三百四十人を就勞させる

二　運動場整備工事（市土木課所管）四千九百五十平米に對し延人員千五百六十人を就勞させる

三　衞生作業（市衞生課所管　で延人員六百九十人を就勞させる

次に來る十月一日から十二月三十日までの對策として運動場整地工事に四十万円の豫定で延人員千七百人を就勞させ更に十月一日から二十六年一月三十日までの對策として靈園造成工事に六十五万円の豫算で延人員二千七百人を就勞させる計劃である

以上を合計すると延人員八千九百九十人を就勞させる計劃である、勿論これだけの計劃によつて船橋市の失業對策が解決されるわけでないから更に二段三段の對策を必要とするのである。

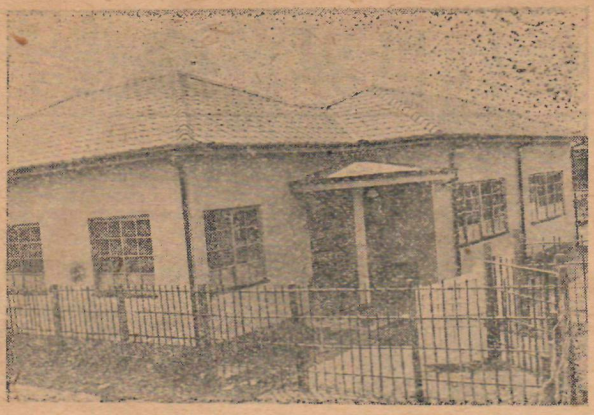

子供はあそぶ

中央保育園誕生

市民の皆さんの可愛いゝ子供さん達を保育し身心ともにすこやかな子供をつくりあげるため滿二才から學校にあがるまでの子供達の面倒を見る

船橋中央保育園　といふのが五月一日から發足しました。場所は船橋小學校の近所で本町の一、四八一に設けられました。

入園申込者が多數に達し現在（五月二十三日）百二十一名の男女兒童が嬉々として遊びたわむれています。今のところ保母が四人で子供の御世話をしています。保育料は一ケ月に付二百五十円で他に給食料が百円となつているが、生活困窮者に對しては減額又は免除されることになつています。

入園希望者は市役所厚生課に申込んで下さい。

結語

云うまでもなく失業問題は人間の生存權に關連する問題である更に死活につながる問題であつて最近の新聞紙上に現はれるいろ〳〵の悲慘な事件の大部分は失業に基く生活苦が原因をなしている。失業者の增加に正比例して社會不安がはげしくなることも明かである。從つて失業對策は他のあらゆる問題に比し優るともおとらぬ問題であるしかも今後の情勢を判斷すると、その對策は一時的の糊塗政策ではとうてい問題を解決することは出來ない、至難な問題ではあるが恒久的な失業對策を確立して市民生活の明朗化をはかることは現在最も重大な問題であるといはねばならぬ、かゝる意味にをいて有識者各位の絶大なる協力を希望してやまぬ。

職業安定所

から問題をのぞく

參考のため船橋公共職業安定所からのぞいた四月中の失業問題を取りあげてみよう

求職者　男二百六十九人、女二百三十五人計五百四人で前月に比べると五十四人則ち十三%の減少である、これは失業者が減少したのでなく前月は學校卒業者の求職が多かつたが四月に入つて一段落したゝめ求職數が減少したものである、更に農繁期に入り一般求職者の減少が豫想される。

常用紹介　二百八人で前月に比し一六%の增加である、求職に對しその紹介は四一%である。

常用就職　前月に比し一一、二〇增加の百九人で求職者に對し就職は二一、五%である。

學校卒業者　男子は機械工見習の希望が多く少數の事務員、給仕、店員等があつた女は事務員店員が相當に多く工員は少數であつた。これに對し求人側は機械見習は殆どなく少數の住込店員があつた程度で女子は反對に工員關係の求人が多いという逆の結果を示して安定所を殘念がらした。

あぶれ數　仕事にあぶれた者は二千五百三十人で一日平均百人見當、前月に比し千十一人增加したが、これは前月に比し休祝日と雨天が多く就勞日數が少かつたゝめと態度不明の登錄者をも輪番制の就勞人員に含めたゝめであつた。

船橋市民の皆さんへ……

時期はハッキリしませんが、たしか七月はじめごろから、市内各所で船橋市役所の腕章をつけて、市役所修理班といつわり、ゴム靴その他の修理を强要して歩くものがいる模樣ですが當市役所とは何の關係もありませんから御注意下さい。

あなたの人權は世界が擁護する

皆さんは……誰かに

◎自由をしばられていませんか？
◎權利を犯されていませんか？
◎不平等の扱いを受けていませんか？
◎ぎやくたいされていませんか？

人權じゅうりん事件

さき頃奈良縣の某警察で人權じゅうりん事件が起つたことがありますあいまいな理由で警察に留置されたり威壓を加へた取調べを受けたり、拷問されたり、又は街のボスに脅迫されて金錢や物品を要求されたり、その外自由をそくばくされたり、不平等の取扱を受けたり、ぎやくたいされたりした時、後難を恐れて泣き寢入りしている人はありませんか。

人權擁護委員

人權擁護のためには法務廳に人權擁護局があり各縣に地方法務局があつて人權を守ることにつとめているが第五國會で人權擁護委員法が成立して各市町村に人權擁護委員が置かれることゝなり、船橋市でも三人の委員が出來ました。この委員は皆さんが憲法によつて保障されている基本的な人權が不法に侵害されることのないように監視し若し犯された場合にはその救濟のために速かに適當な處置をとることを法務總裁から委囑された人をいふのです。

訴えることが必要

皆さんが例へば脅喝されて金錢をまきあげられ、訴へたいのは山々だが後難を恐れて寢入りするとか、官廳で取調を受けた時、拷問されたが相手の感情を害するのを怖れて公にすることが出來ない場合とか、又名譽を毀損された場合、その他何事に限らず、人權を犯された事實があつたら、遠慮したり恐しがつたりせずにどし〳〵人權擁護委員に申出て下さい。委員は皆さんの正しい味方となつて、あくまで皆さんを守るのですが、皆さんが訴へて下さらねばそれが出來ないのですだから先づ訴へることが必要なのです。

とうぞ皆さん……この新しい人權擁護委員の使命と職務をよく理解して、日本の民主化をはゞむような、根強い封建性を打ち破つて、不合理なことがらを此の世の中から無くして、明るい住みよい世の中をつくるように努力して下さい、そして事件には直接關係のない人でも、進んで人權擁護委員に協力下さるよう御願します。

世界人權宣言

御參考までにつけ加へて置きます「世界人權宣言」といふのを御存じでせうか？　これは國際連合で、三ケ年の間審議した結果、一九四八年十二月十日加盟各國支持のもとに、全世界に宣言したものですから、國内法のように一國に限られたものでなく、加盟各國が忠實に實行する義務を負ふ世界的なものです。

さきごろ衆參兩院滿場一致の決議に基いて、吉田首相が連合軍總司令部に對して行つた引揚促進の要請書の中に世界人權宣言」を引き合いに出されました、則ち「世界人權宣言が世界のあらゆる國々から承認され支持されていながら、日本人抑留者が殘虐、非人間的な待遇を受けていることは重大問題である」と述べて各國に訴へたのです。

この世界人權宣言は三十條から成つています。その

第一條に
「すべての人間は生れながらにして自由であり、且つ尊嚴と權利とにおいて平等である人間は理性と良心とを授けられており同胞の精神をもつて互にふるまわなければならぬ」

第三條に
「各人は生命自由及び身體の安全に對する權利を有する」

第五條には
「何人も拷問又は殘酷な非人道的な、若は屈辱的な待遇、若くは刑罰を受けることはない」

と規程されこの宣言は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、財産、門地その他地位のようないかなる種類の差別も受けることなく、この宣言に定めてあるすべての權利と自由とを有すると定められているのだから皆さんの自由は日本の法律が守つてくれるばかりでなく世界が皆さんの人權を擁護してくれるのですから心強い限りです。

委員の顔ぶれ

船橋市では左記の三氏が人權擁護委員として皆さんの御相談に應ずることゝなつています。そして毎週日曜日の午前九時から正午まで市役所内の市長室で皆さんの御相談をお待ちしています。御利用下さい。

船橋市人權擁護委員
大熊代次
松下兼美
長島克己

議員倶樂部幹事

六月一日開催の市會全員協議會で議員倶樂部幹事を左の通り決定した。

金子清四郎　加藤正藏
岩佐昇　瀧口進
渡邊三郎

市會議長會議

第十八回を船橋市で開催

第十八回千葉縣下各市會議長會議を五月二十七日船橋市役所で開催した。當日の出席者左の通り

市名　議長　副議長
千葉　君塚正二　和田平武
銚子　岩瀬嘉助　野口喜久司
市川　内田安右衛門　鳥羽辰之助
館山　田村利男　鈴木房宗
木更津　大日方雄三　石川三良
松戸　（欠）　野村知一
船橋　（欠）　松丸松五郎

右の外主催地側の關係者として松本船橋市長、内田助役、大胡第一部長、末吉議會事務局長等が列席した

午前十一時開議、議長選擧を省略主催地一任と決定前船橋側の

松丸副議長　が議長席につき開會のあいさを述べ次いで主催地側を代表して

松本市長　より

本日當地で會議を開催されたことは光榮に存じますさきに地方税法が參議院で否決されましたので財政上の混亂を來し市當局としてはいろ〳〵苦心してをります、財政困難の折柄このような會議を開いて種々檢討を加へることは意義があると存じますどうぞ有終の成果をあげられんことを希望します

と述べ終つて新規出席の正副議長の紹介あり次で館山市議會事務局長高梨清一氏は多年その職に在りて地方自治に寄與するところ多大であるといふ理由で表彰狀を授與された。

松丸議長　より當市井上議長の逝去に際し各市より寄せられた弔意に對して謝意を表し次で前回の協議事項を報告協議し、次で日本都市連盟事務局から縣下各市議會事務局宛の左記六項目に亙る照會事項に對し各市の歩調を揃へて回答したいという木更津市の提案を議事として上程

一　現行制度による市議會議員の定數を減少して出務に對する報酬を增そうとする考へ方は宜いでせうが

二　市議會が固有の發案權を積極的に行使せず長の發案に追從する一種の承認的諮問機關に墮しつゝあるやの聲があるがこれに對しての建設的な御意見

三　常任委員會並に特別委員會の運營を一層合理的且つ能率的なものとする方策

四　議長、副議長が一年毎に交替している市があるがこの慣例に對する是非

五　市議會事務局の擴充は議會の使命に徴して當然のことであるが局の運營その他についての意見並に前提的に考慮を要する問題の有無

六　その他市議會議長會等の活動を更に一層建設的且つ積極的ならしむる方策

右六項目に關する船橋市及木更津市より提出の意見書を未吉事務局長朗讀して後協議に入り各市出席員より夫々有益な意見を述べ結局各市の意見を參考としまてとめることを議長に一任することに決定した。

以上で會議事項の協議を終り次回の議長會議開催地として館山市に決定又さき頃市制を施行された野田市へも會議參加を招請する旨を決定して午後一時散會した。

船橋市會議長……井上峯藏氏逝去

謹み哀悼の意を表す

船橋市會議長井上峯藏氏はかねて千葉醫大附屬病院に入院して病氣療養中であつたが養生叶はず五月九日遂に逝去されました。謹で哀悼の意を表します同月十二日船橋市海神一ノ七一四の自宅で官民有力者多數參列して盛大な葬儀を執行されたが氏の人柄は左記弔辭に現はれている通りで氏の逝去はまことに惜しみても余りある次第であります。

松本市長弔辭

船橋市會議長井上峰藏君不幸二じんの冒すところとなりこう焉として不歸の客となられた洵に痛惜の極みで御座います君資性溫厚實行力に富み所信を披瀝して倦む所なく嘗ては舊葛飾町政に參画して業績を擧げ昭和十二年船橋市政の施行せらるゝや直ちに選ばれて市會議員の要職につきじ來再選又再選以て今日に及びました。この間議長又は副議長の重責を擔ひ更に去る四月再び議長に選擧されたのであります。君は多年の体驗により、議事の運行宜しきを制し實に鮮かな議長ぶりでありました。今日再び議長席に敏腕をふるう時がまいりましたのに突如として幽明境を異にし相見ゆるの機を失いましたことは洵に悼ましい限りでございます。今や終戰後社會の不安無秩序は漸く回復の曙光が見えますが尙君の手腕に俟つところのもの頗る多きを加へつゝありますのに、天、君に壽を借さず俄かに白玉樓中に拉し去らむとは天道果して是か非か疑はざるを得ないのであります、語に曰く人生朝露の如しと、生あるものは必ず死あるを免れません。實に君は一生を地方自治の向上發展に將又公共の福祉增進に捧げ盡したと謂ふべきでありその功績洵に偉大であります。本日玆に永別の儀を嚴修せらるゝに當り市民を代表して謹て弔辭を捧げます。英魂髣髴として饗けられよ。

昭和二十五年五月十二日

船橋市長　松本榮一

第三回の定例市會

懸案の議長問題投票で決定

去五月二十日開催し市議全員協議會に附議した議長選任に關する各派交渉會の交渉がまとまらなかつたので六月一日午前十一時から更に全員協議會を開催した。

松丸副議長 が議長席につき協議に入り

一、議席變更の件

一。議員倶樂部幹事改選の件

を協議決定次で議長選擧につき協議に入り

加藤議員 より先日の申合せにより全員協議會で話をまとめ本會議で滿場一致推せんする事としたい若しまとまらねば投票により決定したい

と提案、田中、竹内、秋山、鈴木、岩瀬各議員より意見を述べ結局各派交渉會を開くため休憩し午後一時二十分再開、松丸副議長より各派交渉會で結論に達しなかつたので本會議で無記名投票で決定する旨を宣して協議會を閉會した。

議事に入る

午後一時五十分第三回定例市議會を開催出席議員三十四名、議事錄署名人として大塚、川久保兩議員を決定

一 議長選擧の件

を上程、開票立會人として小川、大貫兩議員を決定し無記名投票を行つた結果（白票一票あり）

十七票 峯川佐吉
十六票 市原芳雄

峯川議長に決定し峯川氏より議長就任の挨拶を述べ休憩に入り午後三時再開

峯川議長 着席して左記諸議案を審議決定した。

一 教育助成補助金交付方に關する請願（土木委員會附託）

二 農道新設並に市道擴張方に關する請願（同）

三 議會事務局條例改正案（可決）

四 二十五年度歳入歳出追加豫算案

本案は歳入に於て七百六十七万余円歳出に於て千百十二万余円を追加計上したもので

大胡第一部長より內容を說明し、植草、竹內、鈴木各議員より質問あり松本市長、內田助役、大胡部長等より答辯ありて可決、次で

五 市職員定數條例一部改正案

六 市吏員恩給條例一部改正案

七 市職員給與條例一部改正案

右職員條例については市當局の改正要旨と議員側（總務委員）との間に見解の相違を來したので休憩に入り總務委員會で協議の結果修正可決した、次で

八 市特別職及一般職員の旅費支給條例中改正案

九 一時借入金の件（一千万円の限度內）

一〇 市有財產處分案

一一 堤防敷地買收並に寄附

一二 教育委員會設置案

一三 葛飾中學敷地買收案

一四 都市計畫委員選擧（市議秋本佳太郎氏に決定）

一五 道路改修に關する請願

一六 漁業振興補助金交付請願

一七 堰新設に關する陳情

一八 天沼池放水路改修並に貯水場新設に關する陳情

等の諸議案を審議し可決又は委員附託に決し、次で矢野幸藏氏を公安委員に任命して閉會した

寫眞は開園式當日中央保育園にて 議連中

尖端を行く

聲の新聞

船橋商議の試み

船橋商工會議所ではさき頃から放聲部を新設し市當局及觀光協會等の後援によつて市內目ぬきの場所約四十ケ所にスピーカーを設置し雨が降つても風が吹いても毎日午前八時から午後七時まで「こちらは船橋商工會議所放聲部でございます……只今から市役所からおしらせを申上げます……」と云つた調子で可愛らしい女の聲で街行く人々に呼びかけている。放聲の內容は

一、時事ニュース
一、天氣豫報
一、市役所から市民へのお知らせ
一、警察署、消防署からの通知
一、稅務署その他官廳からの通知
一、娛樂レコードの放送
一、會社商店などの紹介宣傳

先日の參議院議員選擧のときは候補者宣傳放送を引受けて市內に選擧氣分を漂はした、其他商品の宣傳でも何でも引受けるとのこと希望者は大いに利用して下さい…… と會議所の常務理事渡邊三郎氏は躍氣となつて放聲部の利用を宣傳している。

放送の料金は次の通り

イ、一日から六日まで一日に付四〇〇円
ロ、七日間 一、八〇〇円
ハ、十日間 二、三〇〇円
ニ、十五日間 三、〇〇〇円
ホ、一ケ月間 四、五〇〇円
ヘ、三ケ月間 一〇、〇〇〇円
ト、六ケ月間 一五、〇〇〇円

國民健康保險

制度を解ぼうする

病氣に貧富の差はない

市民の總親和

で不幸な人々を救濟する

市民はこの保險に加入しなければならぬ義務があります

インフレ 時代ならとに角近頃の金詰りでお互に最低生活で其の日〳〵を追はれているときに病氣になつたり怪我をしたり、お産をしたり、お葬式をしたりするには、千とか万とかのまとまつた金がかゝります、その金の支出が出來る人はよいが生活に追はれている人はどうなりませう。考へると不安なものです。

生きている以上病氣と死はつきまとつています、そうすれば常にその備へをして置かなければなりません。しかもその備へ方は金のある人はあるに比例して無い人は無い程度に翻じてお互に助け合ひの

溫かい氣持で

金をだし 合つていざ不幸が來たときに人間として適當な治療が出來るように準備をして置かなくては安心して生活することが出來ません。

病氣はひん富の差別はない、だから本來病氣の治療もひん富によつて甚しい差別をすべきではありません金がかゝるからと云つて病氣や怪我を放つてとになりますところが近頃の世相を見るとこんな悲慘な境遇に追ひこまれている人達が案外澤山いるようです。國民健康保險ではかような

不幸な人々を

救濟する 意味で實施されるもので市民の總親和を建前とするのであります。病みて健康の有難味を知ると云いますが幸に一年間病氣にかゝらなかつた人は保險料を丸損したと一應考へられるけれどもそれは健康のお禮であり又自分が健康であつたために他の不幸な人達が澤山救はれているといふことを考へると社會奉仕をしたと云ふ幸福感に浸ることが出來るわけです。

例えば火災保險にしたところで自分の家が必ず燒けるといふ氣持で保險をつけるものでなく万一を考へてつけるものです、國民

健康保險 もこれと同じ理くつです家でも体でもこうして保險をつけて置かねば、不安を來すのです。この國民健康保險は市内に居住する世帶主とその世帶に屬している人達は必ず被保險者とならねばなりません、つまりこれは强制的なものです、しかし職域で健康保險に入つている者、船員保險、共濟組合等に加入している者や生活保護を受けている人は除外されます。

國民健康保險の事業

それでは どんな仕組になつているかといふと、

一、被保險者が病氣や怪我をした場合に受診証をお醫者や病院に差出すと診察、治療、手術、入院、藥代など一切無料といふのが建前ではあるがそれではお醫者もやり切れないし又保險料がかさんで病氣にかゝらない人に余分の負擔がかゝるので療養費の半分は本人が負擔することになつています從來の例によると保險の受診証を出すと藥が違つているとかお醫者の方の待遇が悪いといふ噂もあつたが今後は市民全体が被保險者となるしお醫者さんも全部保險醫として協力して下さることになるのでそんな心配はいりません。

二、子供さんが生れると出産費を支給されます。

三、死亡の場合は葬祭費を支給されます。

このように病氣や怪我、御産、死亡に對して支拂をする一面市民の健康を增進することも保險事業の大切な仕事です。即ち

一、傳染病や寄生虫その他の病氣を豫防するために市民に對し豫防注射を行ふ。

二、病氣は早期發見が必要であるから無料巡回診療とか定期健康相談を行ふ。

三、お母さんと赤ちやんと結核患者に榮養食を補給する。

四、病人の食物は特別の知識がいるのでこれ等の講習會や巡回指導を行ふ

五、姙産婦や乳幼兒、病人などの看護相談のため保健婦を巡回させる。

六、一ケ年を通じて病人を出さなかつた家庭二年、三年と繼續して病人を出さなかつた家庭にはそれ相當の表彰をしたり慰安娯樂會等を開催する

運營の方法

國民健康保險は市が行ふ公營の保險であるから保險料

（一五頁へ）

苦になる稅金納めて笑顔

市役所では滯納稅金の一齊整理のため市の職員が未納者の御宅を訪問して督促いたしてをります大勢の職員の中には不快な感じを與へるものがいるかも知れませんがそれはどうぞ御許し下さい。そして未納者は早速納めていたゞくよう御願します。申すまでもなく國民の義務である納稅を怠ることは市政の運營に支障を來し稅を完納した人々に迷惑を及ぼします、又止むを得ず差押へをされるような事になつても体裁のわるい話ですどうぞすぐに納稅して明るい氣持でそれ〳〵の仕事にはげみませう

身体障害者を援護しよう

「身体障害者福祉法」解説

日蔭に泣く人々

を明るく更生させる施設

幸福であべき 人生を五体が不自由のために、悩み苦しみ世にそむき、社會の日蔭に淋しく日を送つている人々があることは何といふいたましいことでせう。これらの人たちはともすれば、不幸をかこち自暴自棄の氣持を抱きき果ては非業の死を選ぶ人達もずいぶん澤山いるのですこんな人々を勵まし力づけ、その更生をはかるため

身体障害者福し法

といふ法律が出來あがつて去る四月一日から實施されたのです。身体障害者の皆さん……暗い氣持をさらりと捨て、明るい氣持を抱いて立ち上りませう、それでは此の法律の内容を解説することにしませう。

身体障害者とは

この法律で身体障害者といふのは盲人、つんぼとをし手足を切斷したり又は手足の不自由な人、中樞神經に障害のある十八才以上の人々で都道府縣知事から身体障害者手帳の交付を受けている人をいふのです。

身体障害者手帳とは

都道府縣知事の指定した醫師の診斷書と意見書に寫眞を添へて市町村役場で所定の用紙に書き込んで知事宛に申請するのです。

更生援護方法は

身体障害者が更生して一般人と同樣に社會的の活動が出來るように次のようなことを定めてあります。

一 身体障害者が出來るのを豫防したり早い内に治療したり援護の思想を一般に普及指導する

二 身體障害者の實情を調査する

三 身體障害者の診療檢査や更生に關する相談

四 更生援護施設への收容とそれを利用させるため次のようなことを行ひます

イ 國立身體障害者更生指導所
こゝでは科學的の判斷に基く更生相談を行い又醫學的な管理の下で更生訓練を與へる

ロ 國立光明寮
中途で失明した人々を收容してその更生に必要な知識や技能及び訓練を與へる

ハ 收容授産の施設
雇用困難者や生活困窮者を收容して職業を與へて自活させる

ニ 義肢や要具の製作
義肢、作業義肢、補助工具等を製作又は修理すること

ホ 點字圖書館と點字出版
盲人のために點字圖書館を經營したり點字の出版を行ふ

五 盲人杖、義肢、補聽器、車椅子などの補裝具の受付や修理

六 公共の施設内で賣店を置く場合は優先的に許可する

七 煙草小賣人を指定する場合は優先的に取扱う

八 製作品の國や地方團體への販賣

九 國有鐵道の旅客運賃の割引

以上のような援護を行ふために、國や都道府縣に審議會と審査部會を設置して身体障害者の福祉について、いろいろと調査研究したり障害の程度を判定します。又都道府縣に身体障害者福祉司を置いて生活の相談、醫療施設のあつせん、職業の世話、更生援護施設への收容や利用のあつせんをします。

そして市町村長も

身体障害者の福祉について協力する建前になつています。詳しいことは市町村役場なり都道府縣の民生部に相談して下さい。その他日本赤十字社やその他の民間團体でも官公署と協力して身体障害者のためにいろ〳〵の事業を行うことになつています。

身体の障害で惱み苦しんでいる人々は遠慮なく利用して下さい。

市内で九十四人

當船市に在住の身體障害者は最近の調査によると目の見へない人が五十四人四肢が無かつたり不自由な人が二十六人聾啞の人が十三人合計九十三人に達しているその中で按摩や鍼灸を業としている人も相當數に上つています

市當局ではこれらの人々を一々調査して適當と認むる人々に對しては縣當局へ申請して手帳の交付手續をとることになつています

指定醫師の氏名

船橋市に於ける身体障害者福祉法に基く指定醫師は次の諸氏であります

宮本町一ノ一九一九 眼科 樋田鐵太郎
同 町三ノ七九七 同 大木建治
本町三ノ一六三七 同 鈴木泰彦
海神町五ノ一七〇 同 平松利男
町四ノ一八〇〇 耳鼻咽喉科 酒井その子
同町二ノ一二二三 同 犬飼正
同 町三ノ一六四七 同 楠本卓爾
小栗原町三ノ五五一 同 松澤英男
本町一ノ二三三 外科 板倉宗雄

市議の議席番號

（六月一日變更）

一 大塚 春吉
二 石塚 久一
三 松丸松五郎
四 加藤正藏
五 市原芳雄
六 欠
七 川守幸治
八 秋本盛一
九 藤林勝次郎
一〇 峰川佐吉
一一 金子清四郎
一二 竹内源四郎
一三 竹之内壽
一四 小川順
一五 川久保俊一
一六 太貫健
一七 中欠務繁
一八 瀧口進
一九 小川新一郎
二〇 渡邊三郎
二一 高木良雄
二二 秋本住太郎
二三 岩佐昇
二四 恩田寅
二五 北川正吉
二六 山名寛龍
二七 原田豊吉
二八 欠
二九 田中寄正
三〇 大橋安五郎
三一 岩瀬進
三二 鈴木滿壽男
三三 中島光雄
三四 高橋富美男
三五 植草佐吉

民生委員の總會

船橋市民生委員總會を五月三十一日午後三時から信用組合階上會議室で開催、委員七十名中三十名（内婦人委員四名）出席、市側から松本市長、芦田第二部長、赤星厚生課長等が出席して開議

岩下會長　總會を一回も開かなかつたことは申譯ない次第で深くおわびします、欠員の副會長は理事會で會長指名と決定しましたので宮本地區の石橋委員を副會長に御願いします。

と述べ次で議長に惠澤委員を副議長に西川委員を決定

松本市長　生活保護に關する重大任務を有せらるゝ委員諸君には實に兒童の福祉、身体障害者保護、赤い羽根、白い赤根等の募金運動等いろ〳〵と御協力を煩はし感謝にたへない次第であります。然るに酬いるところ薄く申譯ない次第でありますが今後國家再建のためます〳〵御協力を願いたい、赤十字募金も大体目標に達し感謝にたへません。

と挨拶を述べ次で松丸市會副議長は議長代理として

民生委員が困難な仕事を擔當して活動されているのはかねて承知しているところで感謝にたへません。而して民生委員の事業は單に救濟事業化してはいけぬ救濟するのを豫防するのが一番大きな仕事である。又不良化した兒童を指導するのも一つの事業であるが之が豫防對策を立てゝ犯罪と生活困難者のない明朗な都市を建設するよう御協力を願います。

と述べ、次で二十四年度事業及び

會計報告　あり收支差引一万二千三百二十七円五十錢の殘金を次年度に繰越すことに決定、次で佐久間委員より第四回全國大會の狀況を石橋委員より第五回全國大會の狀況を夫々報告、終つて規程の改正を審議決定し最後に出席委員中より

一、赤十字募金手數料が一部ボスの手に入つているといふ新聞記事が出ていたが内容はどうなつているか

二　被保護者に對する給與が遲れている、民生委員の中には立替拂ひをしている者もある

三　民生委員中の功勞者を表彰するようにして欲しい

と發言あり右につき種々意見を交換し午後六時閉會した。

（十三頁より）

をどうするか、收入支出豫算をどうするかといふことは市民に直接

利害關係　があるので市議會の議決で定めることになつている次に國民健康保險運營委員會を設けて保險事業の運營を協議する、この委員は醫師會の代表者、被保險者の代表、公益を代表する者につき市議會の議決を經て市長が五人以上を委囑する。次に保險委員を設けて、保險の目的内容を一般市民に知らせたり被保險者の立場を保護する、委員は全市各町内から選び市長が委囑する、任期は一ヶ年となつている。

◉御存じですか

船橋市内の業者數

船橋市内に於ける物品販賣その他の業者の數を御存じですか、船橋商工會議所で本年四月一日發表した數字によると業者の合計は二千五百軒で一番多いのは鮮魚商、次が乾物塩干物商ですが港船橋の名を現はしている、第三位は古着商になつているがこれは一体どうしたわけだらうか、ちよつと判斷がつかぬ、では參考のため十軒以上の業者の數を拾ひあげてみよう

鮮魚	二七九
乾物塩干物	一五四
古着類	一五〇
大工	一四四
青果蔬菜	一〇七
菓子	八二
運送業	八一
普通料理店	六六
荒物雜貨	六三
酒調味料	六二
理容	五七
精米	五五
機械工業	四八
喫茶店	四三
旅館	四一
自轉車	三六
呉服洋品	三四
洋服	三三
風俗營業料理店	三二
パーマネント	三一
電氣器具	三〇
靴	二八
植木	二六
籠	二六
燃料	二五
桶	二四
鳶	二三
木材	二三
浴場	二一
食品工業	二〇
建具	二〇
電氣工事	一九
文房具	一九
家具	一九
鐵工	一九
時計	一八
藥種	一八
疊	一八
板金	一八
金屬工業	一七
藝妓置屋	一六
金物	一五
小間物化粧品	一五
左官	一五
遊船	一五
豆腐	一四
金融保險	一四
興行場	一四
茶	一三
古綿打直し	一三
土木請負	一二
クリーニング	一二
瓦	一〇

夏の衛生

御用心々々

惡魔の退治

みんなで協力しませう

暑い〳〵 夏がやつて來ました。「いよ〳〵俺達があばれて人間共をへこましてやる時節が來たぞ」と活動を開始したのは何者でせう それは赤痢菌、疫痢菌、チブス菌といつたような夏にはつきもの〻ばいきん連中です皆さんがうつかりしているとこれらの惡魔が襲撃してくるのです。こゝ數年の間傳染病が比較的少くなりましたので油斷しているとひどい目に合います。今年もずでに各地で患者が出てきました、眞夏に入るとうんと發生するをそれがあるのです。

お役所式 の言葉でいうと「環境衛生對策」といふのですがこの言葉はつまり皆さんの身のまわりを衛生的にして病毒の侵入を防ぐといふ意味です赤痢や疫痢を防ぐためには此の對策を惡化しなくてはなりません。しかし市役所の係員がいくらポスターをべたべた貼つても又こうして記事を書いても市民の皆さんがそれを理解し實行していたゞかぬことには何の効果もあがらないのです。

夏の惡魔 ……傳染病を追つ拂ふには先づ第一に蠅を退治することが一番大事なことです、こんなことは小學校の一年生だつて知りぬいて、いることです要は實行するかしないかで傳染病を退治できるかできぬかゞきまるのです、近所となりの人々と申し合せて蠅を退治することにつとめませうそして蠅の發生を防ぐことがもつと大切なことです。つまり

一、各家庭の内外、台所の流し、道路、下水溝などを掃除し、水たまり、を作らぬようにして常に清潔を保つこと

二 塵芥は必ず蓋のあるごみ箱に入れるか土の中に埋めること

三 便所には時々殺虫劑をまくこと

こんなことは子供にでも出來ることですから公衆衛生といふことを考へて實行することに努めませう。それから夏になると食べものが腐りやすいので充分氣をくばつて下さい。更に

一 飲食するとき飲食物を取扱うときは必ず手指を洗う

二 寢冷へをしないようにする

三 下痢したときは早く醫師の診察をうける

右のことを是非實行して下さい。そして船橋市内には一人の夏季傳染病患者を出さぬことにいたしませう。

主婦の皆さん

純綿の衣料

八月まで自由販賣

通産省では去五月十六日衣料切符制の停止を更に六月から八月まで延期する旨を發表した、これは四、五の二ケ月間行つていた自由販賣の實績と今後の見透しなどを考慮した結果切符制を全廢するかどうか關係方面と交渉していたが全廢するのはまだ時期が早いとの結論に達し八月まで自由販賣を認めると云ふことになつたもので九月以降どうするかといふことについては今後の成り行きを見た上で決定されるとのこと、何れにしても實用的な純綿ものがたやすく手に入ることは主婦達にとつては嬉しいことである。

◎御存じですか

一世帶當りの支出

昭和二十五年一月十六日に發表された總理府統計局の調査報告によると船橋市内在住者一世帶當り一ケ月間の平均支出費用は一万五千二百六十一円で内譯は主食が三千七百二十円、魚類が千二百六十円肉類が七百四円蔬菜が七百三十六円、調味料その他の副食品が千三百九十一円、菓子と果物が八百三十三円、被服費が千三百十七円、光熱費が六百十円、住居費が六百十円、雜費三千四百五十二円、負擔及貯蓄費が八百七十三円、その他となつている。

弘報歌壇

★投稿歡迎★一人三首以内
★用紙はがき★市弘報係宛

秋に咲くガーベラの花おのづから乏しくなりてさゆるその色　大橋松平

柿の實の色づくころと秋ふかみわれの心に明るさあれな　神原克重

唐辛子の葉むらに白き花見えて土用に入らむ朝々の冷　佐野翠玻

から梅雨の土用といへど午前五時唐きびの葉の露ふりこぼす　山名千代

吹く風に脊を押されつつ老ひのわれ大神宮の石段のぼる　飯島伏久子

町筋を歩みきたりてつかへたる石段にさえさえ神鈴ひびく　渡邊捷八郎

暮方となりて梅雨めく雨止みぬ道に散りしく椎の木の花　芦田耕平

窓前の葡萄の青房朝風にゆれかそかなりお茶に座りぬ　川久保俊一

ふるさとの青葉の家に汝と住みこの五とせを無爲にすごして　川もせにとまりの船のならびねてつゆの晴れ間を帆をあげて干す

江戸川の土手の芝生にまろびねて野末を互る白雲をみる

岬の海壹はとろとろかがやきて油のごとく流れうごめく

青葉風吹き過ぎてより程もなく遠松蟬の聲たちてきつ

梅雨入りの今年は早し素足にて歩む夕べの緣のこの顯り

若竹の延び早くして葉となれるこの明るさに降りしきる梅雨

夕かけて雨止みければわが庭の青葉の影に殘りの雫

兒童少年補導資料

關係法律の解說

（一）

船橋市警察署防犯係 述

法律のあらまし　我國には、昔から「子寶」などという言葉もあつて、子供を大切にする考えは、今までもなかつた譯ではなかつた、がそれは本當に子供を本位とするものでなく「家」の寶、親のための寶という傾向がつよかつたのであつたが子供を獨立の一個の人間として尊重し社會的にすこやかに育てるということは、非常に足りなかつたのである。

子供にも　人間としての基本的な權利と地位があり、獨立の生活がある國家も社會も國民も、すべて子供に子供の生活を與へそれを健全に育成するために、連帶の責任を負わねばならない。この様なことがわが國の社會や家庭に、ようやく意識され、法的にもはつきり承認されるようになつたのは、全く終戰によつて新しい日本再建によるのであるしかもこうしたことを一般の人々が多少とも身にしみて感ずるようになつたのは、實は社會のすべての大人が、子供の不良化、子供のしつけを始め、色々な子供の問題に惱まされじつとしていられないところに追いこまれ、身につまされたことによるもののようである。

終戰後　日本の社會國家の制度は、大きく變革され、澤山の法律が生れた、兒童少年に關する色々の法令も或は新に制定され、或は大きく改正された。

それでは、どんな法律があり、相互にどんな關係になつているのか、まずその基本は、新憲法であろう、憲法は必ずしも直接兒童少年に關する規定を多く設けているわけではないが、「人類普遍の原理」に基づき、人間性の尊重を高くうたつているその根本精神そのものが、子供に關する新しい法の源であるといえる。ことに第十一條の「基本的人權の享有」に關する規定、第十三條の「すべて國民は個人として尊重される」旨の規定、第二十五條の「生存權、國の社會的使命」の規定第二十六條の「教育を受ける權利、教育の義務」の規定、第二十七條の「勤勞の權利及び義務、勤勞條件の基準、兒童酷使の禁止」規定などはいづれも兒童少年をめぐる法律の基本となつているのである。

新憲法　に基づく兒童少年をめぐる法律は、大別すると、(1)教育關係のもの、(2)社會政策關係のもの、(3)刑事政策關係のものに分けることができる。そしてこれら三方面の關係のものが、すべて子供の福しと教育を完うする精神で貫かれ、健全な育成を共通の目的としているのである。

專ら教育關係のものでは原則的なものとして

教育基本法（昭和23.3.31 法25）

がある。新しい教育の理念と方針についての基本的なことが規定されている教育の中心たる學校教育については

學校教育法（昭和22.3.31 法26）

がある。これは小學校、中學校、高等學校、大學の學校教育のほか、特殊教育幼稚園に關する教育についての規定を全部含んでいる。また社會教育に關する國及び地方公共團体の任務を明らかにしたものとして

社會教育法（昭和23.12.12 法164）

が主なものである。この法律はいままであつた兒童虐待防止法、母子保護法少年教護法などをあつめ、そこへ兒童に對する新しい時代の理念をりこんだもので母子の保護、兒童の福しと文化をまもり育てることを主なねらいとするものである。

「すべて國民は兒童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努めなければならぬ。すべての兒童はひとしくその生活を保障され、愛護されなくてはならない」（第一條）「國及び地方公共團体、は兒童の保護者とともに、兒童を

心身とも　に健やかに育成する責任を負う」（第二條）前二條に規定するところは、兒童の福しを保障するための保障であり、この保障はすべて兒童に關する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。（第三條）この兒童福し法冒頭の規定は、憲法の精神を受けた兒童憲章とも言うべきであろう。（以下次號）

物より金

貯蓄組合を作りませう

去る昭和二十一年全國的に國民貯蓄組合運動が結成されてから昨今十二月末までに國民貯蓄の總額は九千六百八十九億に達したが昭和二十四年度第四四半期を國民貯蓄一億円達成の運動期とし特にその前後の月である三月は特別運動期間としていろ〳〵國民貯蓄の奬勵が展開されたこの線に沿つて

船橋市でも　昨年九月から市役所職員全員で貯蓄組合を結成續いて市議員、警察署、消防署、安定所等各官公署職域に呼びかけて結成地域に於ては各金融機關特に船橋農業協同組合、葛飾農業協同組合、團体では船橋市婦人會（代表者石井はなさん）の協力を得た。昭和二十四年八月現在で組合數十四であつたのが今年の三月末現在で百五組合となり九十組合の增加を見た。

昨今の金詰　りの反面、お金の値打が出て來たので一般の貯蓄熱も相當高まつてをりそれに從つて貯蓄組合の結成は更に增加するものと見られている尙貯蓄組合は十人以上の人達が結合すれば簡單に結成することが出來る方法等については市役所で說明指導に當つていますから御利用下さい。

衛生たより

▽豫防接種　三菱化工機、房總油脂、昭和製粉、市内一般人等に對し五月中に行つた腸チブス、パラチブスの豫防接種を行つた人員は千二十一名に達し。外に浮浪者五名に對し發疹チブス五名の接種と臨時種痘十五名であつた。

▽結核豫防　五月二十五日から三十一日まで豫防週間を實施した市役所前二ヶ所に垂幕を又市内に立看板を立てゝ市民に呼びかけ又學校々醫、各工場、助産婦會等から參加して豫防講習會を開催した。

▽乳兒相談　市内天沼病院で乳兒相談を行つているが五月中の相談者數は百二十八名であつた。

▽姙　婦　五月中の姙婦届出數は百八十三名であつ。

▽傳染病　た五月中の發生數は腸チブス一、ヂフテリヤ一、猩紅熱一二赤痢一一、疫痢五、アミーバー赤痢一、合計二一で内七人死亡したが、疫痢は五人とも死亡した。

▽清　掃　五月中に人夫延三百九十人を使つて下水溝の清掃四千八百八米を行ひ泥土運搬二〇〇トン。藥劑撒布を下水千七百二十米、下水溜二十四ヶ所、住宅便所三十二世帶等に對しデーデーテ油劑二百十リットル、除虫菊乳劑百十リットルを使用し塵芥は自動車三十五台、リヤカア三百九十二台で三百四十トンを運搬した。

▽火葬關係　死亡届六十八件、死産届十五件、埋葬認許交付が二十八件火葬五十五件であつた。市火葬場の使用は四才以上十五才が四件、十六才以上が十六件死産兒十四件合計三十四件他火葬場使用が二十三件であつた。

母親學校講習

妊産婦の保護の向上と乳幼兒の保健の增進をはかるため母親となる人々に對し母親學校講習會を開催した、期日は五月十五、十六、十七、二十三、二十四、二十五日の六日間毎日三時間づつ本町の稻荷神社で開催、講師は市川保健所乳兒係、市衞生係、助産婦會等で擔任した。講習科目は次の通りであつた。

一、妊婦と性器　二、妊娠中の榮養　三、妊娠と衞生　四、自宅分娩の準備　五、赤ちゃんの衣類　六、分娩と産褥期　七、乳兒の哺育　八、乳兒の入浴

時間を嚴守しましよう

市役所で主催するものでも民間でやるものでもあらゆる會合をのぞてみて痛切に感ずることは開會の時間が守られていないことです。二十分や三十分遲れて開會するのは先づ上の部であつて、はなはだしいのになると一時間以上も遲れるのがあるのだから恐れ入らざるを得ない。定刻通りに出席したものは飛んでもない迷惑を受ける次第です。假りに三十人の會合として開會が一時間も遲れたとすれば三十時間を無駄に失つたことになるのですから勿体ないはなしです。又一人や二人の遲參者のために多勢の人に迷惑をかけることになります。會合に時間を嚴守しようと云ふスローガンは昔からやかましく唱へられていることですが未だに實行されていないのは嘆かわしい次第です。文明人は時間を大切にします。アメリカあたりでは實によく時間を守るそうです。文明國人の仲間入りをするためには先づ何よりも先きに時間を嚴守する習慣を身につけることです。船橋市の皆さんとくと考へようではありませんか……

經濟たより

配給係

▲五月中に行つた四月分の砂糖配給は豫約人員八万六千七十四人で割當數量四千三百二十七斤余であつた、

▲二十五年度家庭用食用油は菜種生産の農家とみそ自家製造者を除く一般家庭に配給、舊家庭用油脂購入通帳引換えに交付した。新通帳は二十五年第一四半期分の配給から實施する、

▲五月中に第一、四半期分の家庭用人造バタア一人當り四分の一ポンド配給希望者數量一、一二五瓩であつた。

農務係

▲五月一日水陸稻原種の消毒を奬勵實施した。

▲五月二十日當市選任農業改良普及委員の參集を求めて今後の具体的活動方針について協議した。

▲五月二十三、二十四の兩日にわたり麥類の作柄調査を行つたが被害は約三十八%であつた、被害の原因は暖冬異變による徒長軟弱のため倒伏したもの又は赤澁病、霜害、株腐病、等である。尙馬鈴薯の病虫害防除を昨年の例により豫想被害地について實施した。

▲農家不足飯米通帳を九十六件、六百七十二人、所要量十六石二斗八升を又燈火用石油購入券六十二件、一二六立を發行した。

保險だより

◆國民健康保險の被保險者中から除外する者を調査して被保險者台帳を整備すると共に健康保險の必要なことを宣傳する印刷物を作つて事業を推し進めるため過般國民健康保險準備委員會を開いて種々協議した。

◆全國々民健康保險連合會では制度の普及と發展をはかるため去五月十九日から二十五日までを振興週間として全國的な運動を行つたが當市では擴聲器を利用して街頭放送を行つたり、ポヌタアの掲示、パンフレット、リイフレットを小學生徒を通じて配布、宮下館、新興館で、スライドの映寫、立看板、掲示板を利用するなどの行事を實施した。

市役所電話番號

船橋	一〇
三五一	構内の交換台で各課に連絡す
六〇七	
六六七	

教學だより

母の日大會 五月十四日市の主催で海神小學校を會場として講演やこども學藝會などを催し盛大に「お母さんありがとう」の會合を開いた。

社會教育 五月十六日市會議室で同委員會を開催して行事計画を立案し又役員及委員を次の通り決定した。▲議長 川久保俊一 ▲副議長 中島錦藏 ▲委員 山口久夫、松井和夫、布留川武夫、中島錦藏、北川正吉、石井はな、高木良雄、川久保俊一、山名寛龍、田中聖實

◇公民館 運營審議會を五月十七日市會議室で開催、運營規則の審議、役員及委員の選定を行つた。▲委員長 石塚久一 ▲副委員長 中村吏次郎 ▲委員 澁谷敬敏、海老原四郎、小宮泰助、加藤正藏、竹川勇、中村貞次郎、石塚久一、渡邊三郎、長島克巳、平田四郎

◇宮本中學 同校の移轉改築工事は殆ど完成したがこれについては宮本地區市民各位の非常な援助によつて出來あがつたものである。工事費七百五十八万円であるが大半は地元市民の負擔によるもので市としてはまことに感謝にたへない。建坪數は七百三十九坪余である、第二期工事は四月十三日に着工し八月中頃出來上る豫定、建坪三百四十五坪余で工費五百十八万円である。

◇船橋中學 目下工事中で教室七講堂その他で建坪數三百五十六坪、工費五百八十万五千円、七月中頃完成の見込である。

◇卒業生 船橋中、宮本中、海神中、葛飾中、法典中、御瀧中等六校の卒業生は合計千百三十四名、小學校は市内九校で合計千六百三十七名である。

戸籍だより

（五月中の取扱件數）

▼**出生** 本市に本籍を有する者と他地方に本籍を有する者（以下同じ）を合計して二百二件の届出があつた。

▼**養子緣組** 十二件の届出があつた。

▼**婚姻** 七十九件の届出があつた。

▼**離婚** 協議離婚八件の届出があつた。

▼**死亡** 本籍不詳一件を加へ合計八十六件の届出があつた。

▼合計四十九件で家督相續の届出が一件であつた。

▼**新戸籍編製** 出生、婚姻、分籍養子緣組、離婚、家督相續、轉籍、入籍、死亡等の事由により新戸籍を編成したものが合計百九件、戸籍の消除が十四件であつた。

▼**人口動態** 調査集計 出生が百六十七件（男八十六、女八一）婚姻四十九件、離婚五件、死亡七十五件、死産十五件であつた。

▼**謄抄本と証明** 戸籍謄本の交付が百三十二件、抄本が二百八件、戸籍記載事項證明十二件、戸籍閲覧四件寄留謄本二十六件、寄留抄本七十八件寄留閲覧一件、身分證明七件、印鑑届出百六十八件、印鑑證明六百五十三件その他の證明五十一件で以上合計千三百四十件に達しその手數料二万九千六百六十六円で右の内無料が十七件であつた。

▲**寄留關係** 住所寄留が百五件（男五〇、女一四六）退去二、復歸六消除七十九、更生十八その他二十一合計二百三十一件で、男三百九件、女三百九人となつている。

厚生だより

赤十字募金 本市の目標四十五万九千円に對し募金の成績は四十二万三千円で九十二％に達した。

◆**失業對策** 五月四日に第二回十三日に第三回の對策審議會を開催して種々協議決定した。

◆**民生委員** 五月四日から十三日にかけて海神、本町、宮本町、湊町、葛飾各地區毎に協議會を開催した。

◆**慰安會** 五月十六日松川亭で市内在住雇人慰安會を開催、松本市長及縣兒童課長のあいさつあり輕音樂やショウを催し參會者百二十名に達し盛會であつた。

◆**民生委員會** 五月二十日市役所で開催種々協議決定した。

◆**保育園** 五月二十五日船橋女學園の生徒が市立中央保育園を訪れて内容を參觀した。

◆**生活扶助** 五月現在の生活扶助は三百四十七件千百十三名でこの金額四十七万七千三百三円醫療扶助九十二件三十九万五千六百八円、葬祭扶助五人六千百円であつた、尚五月中に男一人、女二人の行路死亡人があつた。

兒童福祉連盟

結成準備を進む

兒童福し法が施行され兒童の育成養護を計つているがその中心機關ゐある兒童相談所は職員、豫算等の都合で不遇兒童の收容、不良兒童の教護の面のみに追はれ一般の兒童にまで手がのびていないので市川兒童相談所の機能を十分發揮させるため同相談所の管かつ區域である市川市、船橋市、松戸市、野田市、東葛飾郡の各地有志に呼びかけて兒童福し連盟を結成する運動が起つている會員は維持會員（年額五千円以上）賛助會員（入會金五百円、會費年額千二百円）普通會員（入會金百円會費年額六百円）となつている、入會希望者は市川市四八四、市川兒童相談所内兒童福し連盟へ申込まれたいとのこと尚連盟で行ふ事業は

一、兒童のためのレクリエーション活動

二、子供會、兒童文化、會の指導と援助

三、兒童文化財の作製、配布、斡旋

四、機關紙發行、圖書の編集刊行及斡旋

五、研究會、兒童福し講座、連絡會映画演藝、音樂會の開催、講師の派遣

★ ★ ★ ★ ★ ★

弘報俳壇

▲投句歡迎　▲三句以内
▲用紙はがき　▲市弘報係宛

前山の驛の前よりつゝじ山　松木一亭
雨除をして牡丹をいつくしみ　新井虹哉
藁屋根も推の若葉もどつしりと　梨花
赤人の歌の手古奈の若葉かな　林虫
青芝の雨に遊べる家鴨かな　新村寒花
灯ともりて金魚の水の暗きところ　濱田
後添へも百姓育ち麥の秋　永野清風
麥秋の方丈様も野良着かな　荻野泰成
舊道を取りて卯の花腐しかな　林蔘雨
身弱さの夏服似合ふかなしさよ　小林都府
樓デッサンが出きをり薔薇の色はまだ　柏崎夢香
私鐵單線麥野をうねり〳〵來る　山下芳泉

日燒妻薄化粧してちよとは粋　高橋夜雨
織娘等に二日の歸省桑實る　鈴木芒子
なにくれと妻も手づたい馬飾る　小倉弦月
笹の實の熟れてこぼるる薄暑かな　笹川溪雲
風除にかたまり野良の一いこひ　清田松琴
雛店の靜かに客のたちこめる　谷川虚泉
飛び〴〵の家とび〳〵の桐の花　海老原殘夢
袋かけ仕かけしままに梅雨休み　手塚春泉
葉櫻に憩ふ紫煙や荷馬車連れ　鈴木彗星
麥笛に和して幼き歌となり　鳥光一閑子
捨てられし菜の花溝に立ち上り　中本
割り殘したる薪濡れて居て朝燕　藤井星山
麥笛や片手に提げし大藥罐　小林星岳

投稿歡迎

◉**市政の批判**……市政に對する建設的な批判記事を御寄せ下さい從つて中傷的なものは御遠慮下さい（四百詰原稿紙二枚以内）

◉**市當局への要望**……諸施設に關する希望や註文をお寄せ下さい、係から回答を發表します。

◉**市への質問**……何でもけつこう、質問をお寄せ下さい、係から回答を發表します。

◉**隨筆**……四百詰原稿紙二枚以内

◉**文藝**……短歌、俳句、川柳等をお寄せ下さい。グループで互選したものでもけつこうです。

◉**投稿の宛先**……船橋市役所弘報係

市職員の異動

主事　高橋諒
收入役補助事務勤務を命ずる
（五月一日附）
船橋市事務吏員に任ずる　渡邊理記
主事に補する
第一部庶務課勤務を命ずる
（五月一日附）
事務員　柳川幹之
願に依り職務を免ずる
（五月十日附）
船橋市消防事務員を命ずる　鈴木義幸
消防本部勤務を命ずる
（五月十二日附）
船橋市消防士を命ずる　天津照雄
（五月十二日附）
船橋市弘報事務囑託を命ずる　田上忠之
第一部庶務課勤務を命ずる
（五月十六日附）
事務吏員　金子かの
市立保育園勤務を命ずる
（五月三十一日附）
事務員　原田富江
第二部戸籍課勤務を命ずる
（五月三十一日附）
事務吏員　鈴木秀雄
船橋市職員執務等に關する規則第三十條により休職を命ずる
（五月三十一日附）

弘報購讀希望者へ

實費　一部　金二十円

本誌の購讀を希望される方は左記へ御申込下さいはがきで申込んでもけつこうです。

申込所　市役所弘報係

編集後記

六月中の最大行事は何といつても四日の參院議員總選擧であつた。市長以下二百數十名の全吏員總がかりで汗だくの活動、投票前日の如き松本市長はトラックに打ち乘つて自らマイクを通じ聲を大にして棄權防止を叫んだ。吏員の皆さん御苦勞さまでした。

★皆さまのおかげで弘報創刊號を世に送りだすことができたのはよろこばしい。ところで本誌發行に對する松本市長の熱意は非常なもので、ちようど子供が生れるのを待つ親の氣持のようなものであつた。

★官民各位の御援助により本誌を逐號良いものにしたいと念願している。各位の絶大な御指導と御べんたつを願いたい。

★いよ〳〵暑苦しい夏がやつてきた、酷暑を征伏し、大いに頑張つて平和日本の建設に力をつくしませう。（編集子記）

おわび

本誌は六月二十五日發行の豫定で、すべての準備を完了したが印刷所の都合で發行が遲延したことをおわびいたします。

船橋市弘報　第一卷　第一號
昭和二十五年六月二十五日發行
千葉縣船橋市本町五丁目一五七〇番地
發行所　船橋市役所
發行人　大胡貞一郎
編集人　田上忠之
千葉縣船橋市本町三丁目一二三五番地
印刷所　齋藤印刷所
印刷人　齋藤春治

祝船橋市弘報創刊

土木建築請負

株式會社 東葛組

社長 鶴岡彦八

船橋市本町二丁目一二四一番地
電話 船橋三三七番

覧回

船橋市弘報創刊

船橋商工會議所

本館 船橋市本町一ノ二三八〇

分館 船橋市宮本町一ノ四四(電話船橋九〇二)

内案御務業

一、中小企業振興相談部
1. 商工相談
2. 税務相談
3. 金融相談
4. 宣傳相談

一、千葉縣信用保證協会船橋支部

一、船橋市主食資金保障協金
一、船橋市觀光協会
一、珠算振興会
一、船橋工業倶楽部
一、船橋市法人会

会頭	千葉五郎
副会頭	大野裕通
同	楠林六三郎
同	永岡賢治
常務理事	渡辺三郎
理事	荒木貞城
〃	市原芳雄
〃	伊藤幸藏
〃	伊藤竹治
〃	伊藤恒司
〃	大野一夫

理事	大崎誠藏
〃	大原富藏
〃	川宇幸治
〃	関塚義本
〃	田口秋藏
〃	高橋新太郎
〃	田口善吉
〃	竹内竹次郎
〃	戸村福次郎
〃	永光英太郎
〃	中村儀作

理事	永岡佐太郎
〃	長野要助
〃	平田四郎
〃	三橋賢三
〃	山野幸之助
〃	渡辺政市
〃	渡辺実
監事	秋山盛一
〃	出井春吉
〃	峯川佐吉
〃	滝口進
〃	三橋長平

船橋市弘報
昭和二十五年六月廿五日発行
第一[illegible]第一号(毎月廿四日発行)
千葉縣船橋市役所発行